

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	1-2
処分の種類	看護師等養成所への指示			
根拠法令条例 等・条項	保健師助産師看護師法施行令第15条			
処分の概要	保健師、助産師、看護師養成所に対する指示			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において判断基準が規定しつくされているため) (参考)</p> <p>保健師助産師看護師法施行令 第十一条(学校又は看護師等養成所の指定) 行政庁は、法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第二号若しくは第二十二条第一号に規定する学校若しくは法第二十一条第一号に規定する大学(以下「学校」という。)又は法第十九条第二号に規定する保健師養成所、法第二十条第二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十一条第三号に規定する看護師養成所(以下「看護師等養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>第十五条(指定学校養成所に対する報告の徴収及び指示) 行政庁は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。</p> <p>2 行政庁は、第十一条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第2条(保健師学校養成所の指定基準) 第3条(助産師学校養成所の指定基準) 第4条(看護師学校養成所の指定基準)</p>			
基準の制定根拠				